

1. 民間事業者にも制度の影響はあるの？

国民の一人ひとりにマイナンバー（12桁の個人番号）が割り当てられ、平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用がはじまります。それに伴い民間事業者も、税や社会保険の手続きで、従業員などのマイナンバーを取り扱います。



会社で
押さえておきたい
ポイントを
解説します



2. どんな準備が必要なの？

まずは、対象業務を洗い出した上で、組織としての準備が必要です。組織体制やマイナンバー利用開始までのスケジュールを検討し、対応方法を決定して下さい。

- 必要な準備
- マイナンバーを適正に扱うための社内規定づくり。(基本方針、取扱規程の策定)
 - マイナンバーに対応したシステム開発や改修。(人事、給料、会計システム等への対応)
 - 特定個人情報の安全管理措置の検討。(組織体制、担当者の監督、区域管理、漏えい防止、アクセス制御など)
 - 社内研修・教育の実施 (特に総務・経理部門などマイナンバーを取り扱う事務を行う従業員への周知徹底)

3. マイナンバーの取扱いの注意点は？

マイナンバー制度では、行政機関だけでなく、民間事業者にも特定個人情報（マイナンバーをその内容を含む個人情報）の適正な取扱いが求められます。マイナンバーは法律で定められた範囲以外での利用が禁止されています。

マイナンバーには利用、提供、収集の制限があります

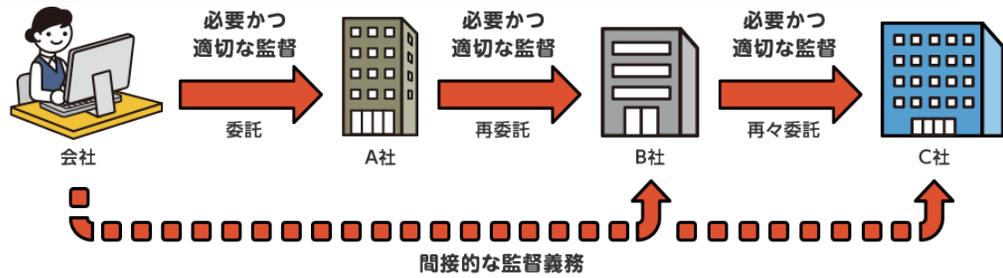


- マイナンバーの利用範囲 (法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています)
- マイナンバーの提供の要求 (社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます)
- マイナンバーの提供の求めの制限
- 特定個人情報の提供や収集の制限 (法律で限定的に明記された場合を除き、提供の求め、提供、収集をしてはなりません)

4. マイナンバーの安全管理のために必要なことは？

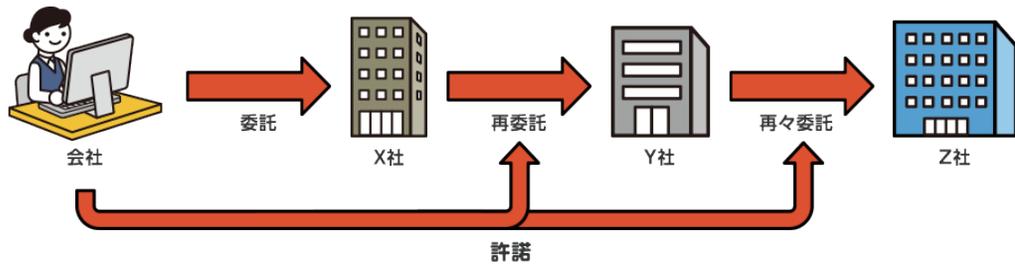
マイナンバーは、個人情報保護のために、その管理に当たっては、安全管理措置などが義務付けられます。

委託先・再委託先にも監督が必要です



■委託先の監督

社会保障及び税に関する手続き書類の作成事務の全部又は一部を委託する者は、委託先において、法律に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。



■再委託等

社会保障及び税に関する手続き書類の作成事務の全部又は一部の委託を受けた者は、委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。再々委託の場合も同様です。

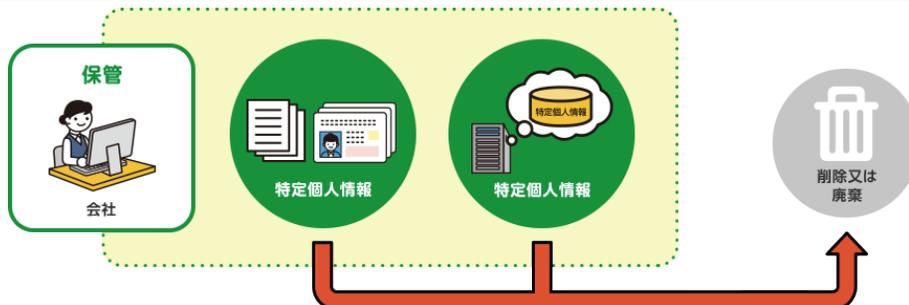
適切な安全管理措置に組織としての対応が必要です



■マイナンバーの安全管理措置

事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。

マイナンバーの保管（廃棄）にも制限があります



■特定個人情報の保管制限

法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を保管してはなりません。

■特定個人情報の廃棄

法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管することはできないため、社会保障及び税に関する手続き書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。